

# 座間市スポーツ協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、座間市スポーツ協会規約第8条第1項第5号の規程に基づき、座間市スポーツ協会（以下「本会」という。）の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労者表彰及びスポーツ賞表彰とする。

(功労者表彰)

第3条 功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 本会に加盟している種目団体（以下「加盟団体」という。）の会長として6年以上在任し、加盟団体の発展に特に尽力して退任した者
- (2) 加盟団体の役員として10年以上にわたって在任し、加盟団体の発展に特に尽力して退任した者
- (3) 加盟団体に所属する審判員として10年以上在任し、審判員として特に尽力が認められる者
- (4) 本会の会長、副会長、理事長、副理事長のいずれかに、通算6年以上在任し、本会の発展に尽力して役職を退任した者
- (5) 本会の理事又は評議員として通算10年以上在任し、本会の発展に尽力して退任した者
- (6) スポーツ指導者として、10年以上にわたって他の模範であった者
- (7) その他スポーツの発展に寄与し、特に表彰に値すると認められる者

(スポーツ賞表彰)

第4条 スポーツ賞表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 座間市の代表として、通算10年以上にわたって活躍した個人又は団体
- (2) 県大会以上の大会において第3位以内に入賞した個人又は団体
- (3) 全国大会又は関東大会に出場した個人又は団体
- (4) その他特に表彰に値する成績のあった者

2 同一表彰期において、第1項第2号及び第3号の両号同時に該当するときは、表彰は一つとする。

(再表彰)

第5条 この規程により既に表彰を受けたものであっても、別に表彰する理由が生じたときは、再度表彰することができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、功労者表彰には感謝状及び記念品を、スポーツ賞表彰には表彰状及び記念品を、それぞれ贈って行う。

2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、感謝状等又は表彰状等はその家族に贈る。

(表彰の日)

第7条 表彰は、座間市スポーツ人の集いの日に行う。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(内 申)

第8条 加盟団体等の長は、第3条及び第4条の規程に該当するものがあるときは、本会が別に定める様式の内申書を会長に提出しなければならない。

2 内申書の表彰対象期間は、前年の11月1日から当年10月末日までとする。

(選 考)

第9条 内申書の提出があったときは、会長は選考委員会を開催し、その審査結果を理事会に報告をする。

2 選考委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び会計をもって組織する。

(決 定)

第10条 被表彰者は、理事会において決定する。

(委 任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、役員会の議決を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成8年6月1日から施行する。ただし、座間市体育協会表彰に関する細則の規程に基づいて表彰を受けることができなかつたものには、遡って適用する。

2 座間市体育協会表彰に関する細則は、廃止する。

3 この規定は、令和3年4月1日から施行する。